

## 須賀川市立柏城小学校 いじめ防止基本方針

### 1 はじめに

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)が平成25年6月28日に公布され、同年9月28日から施行された。ここでは、法第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

### 2 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの(法第2条)

\*「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

\*「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

#### (1) 「いじめ」の判断について

- ① いじめられた児童の立場に立つ。
- ② いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努める。
- ③ 特定の教職員のみで判断することなく、法第22条の「いじめの防止等の対策のための組織」を活用する。
- ④ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目して判断する。
- ⑤ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努める。
- ⑥ 教員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、法第22条の「いじめの防止等の対策のための組織」での事案の情報共有を行う。

### 3 いじめに対する基本的な考え方

- (1) いじめは決して許されないものである。
- (2) いじめは、どの学校でもどの子にも起こりうることである。
- (3) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (4) 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命または身体に重大な危険を生じさせる。
- (4) 学級や特設クラブ等の所属集団の構造上の問題から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない府に気が形成されるようにすることが必要である。
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、警察

に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(6) 特に配慮が必要な児童として以下のような例が考えられ、その特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ① 発達障がいを含む、障がいのある児童
- ② 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者などを持つ児童
- ③ 性同一性障がいなど性的指向に係る児童
- ④ 東日本大震災により被災した児童や原子力発電所事故により避難している児童

(7) いじめ根絶に向けて、保護者・地域・関係機関と連携しながら、早期に発見し、迅速に対応していく。

(8) いじめの未然防止や早期解決は、子どもの成長・発達にとって極めて重要である。

#### <具体的ないじめの態様>

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - ・ 仲間はずれ、集団から無視される。
  - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする。
  - ・ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。
  - ・ 金品をたかられる。
  - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ・ パソコンや携帯電話、SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等
- \* タブレット端末がすべての児童生徒に配られることから、投稿等に注意が必要である。

## 4 本校のいじめの防止等のための対策

(1) 「いじめの未然防止」および「いじめの早期発見」のために

＜いじめを生まない「自尊感情・相互尊重の心・自己肯定感」をはぐくむ取組＞

- ① 日々の授業や委員会活動・クラブ活動など、学校のあらゆる教育活動において、児童一人ひとりが目標を持ち、その目標に向かって努力することにより、互いのよさを認め、全ての児童が活躍できる場を意図的に設定する。
- ② 児童どうしで解決できる・解決させた方がよい問題については、担任の指導の下、その解決の方法を児童に考えさせることにより、児童の人間関係形成力を高める。
- ③ 児童一人一人の目標に沿ったきめ細かい指導を充実させることにより、「わかる・できる授業」を実現する。
- ④ 児童の「やりたいこと」を可能な範囲で実現させることにより、児童の「自己肯定感」を高める。
- ⑤ 地域や世界の諸問題を自分事としてとらえ、他者のために身近なところから取り組もうとする心情を育てるとともに、それらの解決につながる新たな価値観や行動を生み出すための学習を推進する。
- ⑥ 豊かな人間性や社会性、コミュニケーション力を育む体験活動を推進する。

- ・ 縦割りによる通学班の編成と、集団登校、定期的な集団下校
- ・ 異年齢集団による「ふれあい集会」(児童会)
- ・ 異学年どうしによる「なかよし集会」(集会委員会) ・ 体育集会 (体育委員会)
- ・ 児童による読み聞かせ活動 (図書委員会) ・ 児童による紙芝居 (保健委員会)
- ・ 児童による給食紙芝居 (給食委員会) ・ あいさつ運動 (福祉委員会)

⑦ 他者のために取り組もうとする心情を育てるボランティア活動の推進

- ・清掃活動 ・巻き芯集め（環境委員会）
- ・ペットボトルキャップや書き損じはがき集め（福祉委員会）

<「いじめをしない、許さない心」を育てる道德教育の推進>

- ① 「特別の教科道德」では、いじめに関わる間接的・直接的な教材を複数時間にわたって扱うことにより、児童がいじめについて深く考えることができるようにする。
- ② 自己を見つめ、多様な価値観に触れることができるよう、問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れる工夫を行う。

<いじめを見逃さない組織的な取組>

- ① 「全教職員で全ての児童を見取り・関わる」ことにより、温かい人間関係と信頼関係を構築するとともに、いじめの兆候を見逃さない。

- ・登校と下校時のあいさつ ・管理職の教室訪問 清掃指導
- ・養護教諭による教室訪問と保健室来室者の観察記録 ・通学班会議
- ・栄養技師による給食時の教室訪問 ・休み時間の指導
- ・ふれあい集会やなかよし集会などの集会時の観察
- ・特別支援教育支援員による指導と観察 ・学校司書による指導と観察

- ② 保護者や地域の方々に対して、保護者会や行事、あるいは地域の回覧等で、学校がいじめを根絶する姿勢やその具体的な取組について広報し、理解と協力を得る。
- ③ いじめの早期発見のため、「生活アンケート」を定期的 to 実施し、その結果を「生徒指導全体会（＝いじめ根絶チーム会）」で検討する。ただし、いじめの兆候が見られるなど必要な場合には、臨時に即時に実施し、必要な対策を取る。さらに、毎月の職員会議において、生徒指導の諸問題について情報を共有し、組織的で効果的な指導を行う。
- ④ Q-Uテスト（学校生活満足度調査）を年間2回実施し、学級経営を客観的にとらえ、不満足群の児童の指導に生かす。
- ⑤ スクールカウンセラー（以下SC）やスクールソーシャルワーカー（以下SSW）による児童および保護者との面談ができる体制を整える。

<いじめに関する職員の研修>

- ① いじめに関する校内研修会を、毎月の職員会議の「生徒指導に関する協議」または「いじめ問題対策委員会」において計画的に実施する。
- ② 「いじめ防止のためのチェックリスト」（平成18年10月18日 福島県教育委員会）や「生徒指導リーフ」（国立教育政策研究所）等を用いて実践的に研修を行い、教職員自らが言動や態度を省みるとともに、いじめに気付く感性と共感性を高める。

<いじめに関する児童への指導>

- ① 全教職員が、いじめを行うことやいじめを傍観することを絶対に許さず、断固としていじめを根絶するという姿勢を、あらゆる機会をとらえて児童に伝えるとともに、万が一いじめにあった・いじめに気付いた場合の相談や通報の方法等について、下記の点を児童に指導し、家庭に周知する。

1 いじめに対する正しい認識

(1) いじめは絶対に許されないこと。

(2) いじめをはやし立てたり傍観したりする行為も、いじめる行為と同様に許されないこと。

- (3) いじめを大人に伝えることは正しい行為であること。
- 2 いじめにあった・いじめに気付いた場合の相談や通報の方法
- (1) 相談したり通報したりした人のことは、教職員が一丸となって必ず守ること。  
また、相談した事実や相談内容等の秘密も守ること、守られること。
- (2) 自分が一番話しやすい人に話してよいこと。
- (3) 電話で相談できる窓口で電話をする。例えば下記のところがあること。  
福島県警察本部「いじめ110番」(0120-795-110)  
福島県教育センター「ダイヤルSOS」(0120-453-141)  
法務局「子どもの人権110番」(0120-007-110)  
須賀川市すこやかテレフォン(0248-75-1919)

## (2) 「いじめの早期解決」のために

### ＜「いじめ問題対策委員会」を核とした対応～迅速で組織的な対応～＞

- ① 教職員による日常観察および「生活アンケート」からいじめと思われる兆候が見られた場合や、児童や保護者、関係機関等からいじめに関する相談や通報を受けた場合は、「いじめに関する報告書」により生徒指導主事に報告を行う。生徒指導主事は、校長に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会を即時に開催し、全職員で情報の共有を図るとともに、被害児童への支援・加害の子どもへの指導（他校等の場合は在籍する学校等への連絡）・周囲の児童へのケアについて、職員の役割分担等の明確化を図る。
- ② いじめ問題対策委員会では、得た情報に基づき、適切ないじめ解決のための対応方針を策定し、場当たりの対応とならないよう、全職員で対応方針を共有する。
- ③ いじめ解消の判断は、「いじめ解消までの経過観察シート」にもとづき、いじめ問題対策委員会での協議を経て、校長が行う。その際、特に次の2点に着目し判断する。
  - ア いじめに係る行為が止んでいること  
被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3カ月を目安に相当の期間継続していること
  - イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと  
いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること

### ＜被害の児童・加害の子ども・いじめを伝えた児童への取組～安全の確保とケア～＞

#### **被害の児童への取組**

- ① 被害の児童の安全確保のため、授業中や休み時間を利用した複数の職員による毎日の声かけや、職員室での被害の児童に関する情報の共有を行う。
- ② 被害の児童の心理的ストレス等を軽減するため、SCやSSWを活用し、被害の児童とその保護者をケアする。

#### **加害の子どもへの取組**

- ① 加害の子どもを特定した上で、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、個別の教員による単発な指導に終わらせることなく、いじめ問題対策委員会が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。
- ② 必要に応じ、加害の子どもの保護者にもいじめをやめさせるよう指導する。
- ③ 状況に応じ、SCやSSWとの連携により、加害の子どもへの心のケアを実施する。
- ④ 加害の子どもの保護者が、自分の子どもの指導に悩む場合などは、SCやSSWとの連携により、加害の子どもの保護者をケアする。

#### **いじめを伝えた児童への取組**

- ① 「学校は勇気をもって教職員にいじめを伝えた児童を守り通す」ことを宣言し、教職

員どうしの情報共有による見守りや、積極的な声かけ等を通じて、いじめを伝えた児童の安全を確保するための取組を徹底する。

### <保護者・地域との連携～いじめの情報・学校の方針を早期に発信～>

- ① 被害の児童のみならず、周囲の児童も多くの人に見守られていることを実感できるようにするため、地域の人材を積極的に活用する。
- ② 授業参観後の懇談会など、「いじめ」について話し合う場を多く設け、いじめの事実があった時は、学校に連絡するよう呼びかける。
- ③ 学警連などで、いじめ根絶のための情報交換を行う。
- ④ 相談機関（「ダイヤルSOS」等）の適切な活用の啓蒙を図る。
- ⑤ 「子ども110番の家」について、広報活動を行う。

### <市教育委員会および関係機関との連携～迅速で正確な報告～>

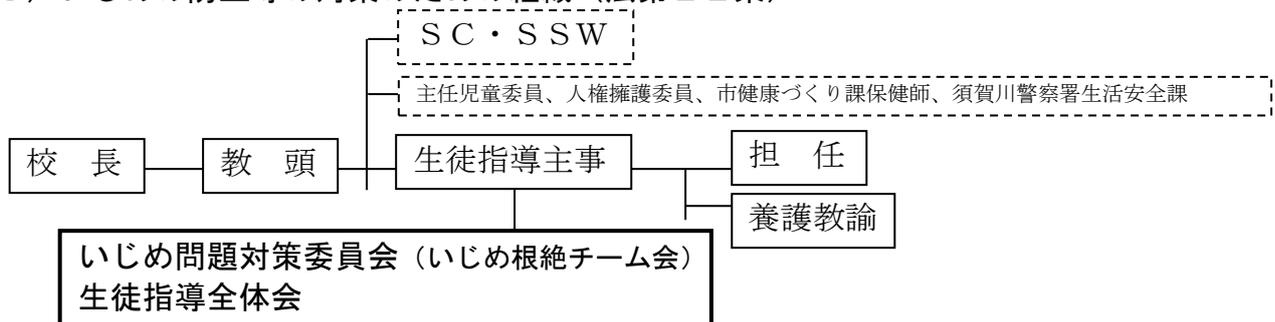
- ① 『須賀川市いじめ防止基本方針』（平成30年 須賀川市・須賀川市教育委員会）（以下『市基本方針』という）にもとづき、いじめの実態把握及び防止等のための取組等について、定期的に市教委への報告を行うとともに、必要に応じて指導・助言を受ける。
- ② 法第28条に定められた「重大事態」を『市基本方針』にもとづいて下記のようにとらえ、発生が疑われた場合は、市教委の指導・助言のもと、「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月文部科学大臣決定、最終改定平成29年3月）」および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切にその対応にあたる。

#### <調査を要する重大事態>

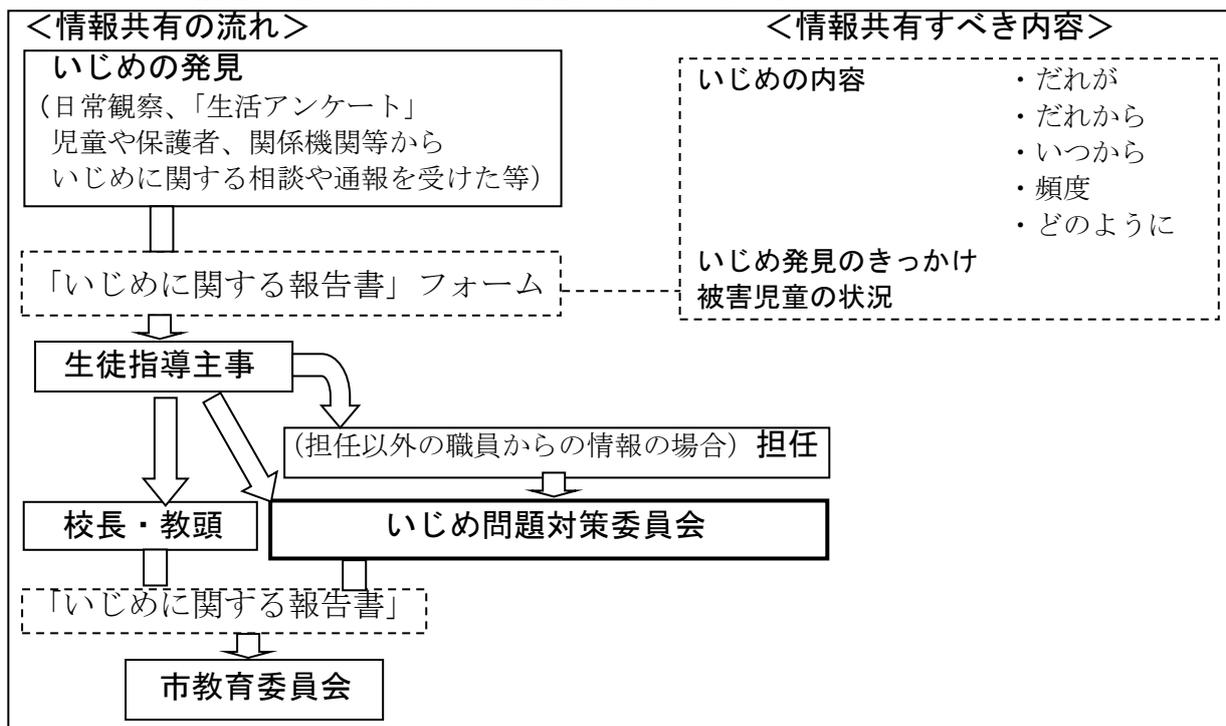
（『市基本方針』P. 13）

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
ア 児童生徒が自殺を企図した場合  
イ 身体に重大な傷害を負った場合  
ウ 金品等に重大な被害を被った場合  
エ 精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- ③ 児童生徒や保護者から、いじめられていて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

### (3) いじめの防止等の対策のための組織（法第22条）



(4) いじめの情報共有の手段および情報共有すべき内容



- ① いじめの防止等を組織的・実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ② いじめ防止対策委員会は、校長・教頭・教務主任・庶務・学年主任・特別支援担当教諭・養護教諭・生徒指導主事で構成する。
- ③ いじめ防止対策委員会の活動
  - ア 学校いじめ防止基本方針の策定および見直し
  - イ 生徒指導全体会の企画・立案（生徒指導主事）
  - ウ いじめに関するアンケートによる情報の整理と分析（生徒指導主事）
  - エ いじめが疑われる案件の対応方針の決定
  - オ 配慮児童への支援方針の決定
- ④ いじめを認知した際の組織的対応
  - ア いじめの発見・通報を受けたときの対応
    - ・「これぐらい」という感覚を持たず、その時その場で、いじめの行為をすぐにやめさせる。
    - ・ いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした上で、複数の職員で関係する児童からの聞き取りを行う。
    - ・ いじめの事実について、生徒指導主事及び管理職に速やかに第一報を行う。
  - イ 情報の共有
    - ・「いじめに関する報告書」フォームを用いて情報を集約し、生徒指導主事及び管理職に報告する。
  - ウ 調査・事実関係の把握
    - ・ 必要に応じて、関係する児童からの詳しい聞き取りを行う。聞き取りに際しては、担任のほか児童が話しやすい教員を選任する。
    - ・ 生徒指導主事は、校長の指示のもと「いじめ防止対策委員会」を開き、情報の共有を行うとともに対応方針を決定する。
    - ・ 校長が重大事態であると判断した場合は、校長が教育委員会に速やかに報告する。
    - ・ 必要な場合は、児童へのアンケート調査を行う。個々の回答の取扱いについて

は、十分注意する。

エ 解決に向けた指導及び支援

- ・ 専門的な支援が必要な場合は、教育委員会や児童相談所、警察など関係機関に相談を行う。
- ・ 被害児童及び加害児童の保護者その他の関係者と、適時適切な情報共有を図る。
- ・ 対応方針に変更等が必要な場合は、随時いじめ防止対策委員会において検討する。
- ・ 全職員で連携し、組織的な対応を行う。

オ 継続指導および経過観察

- ・ 「いじめに関する報告書」にもとづき、観察を行う。
- ・ 全職員で見届けと見守りを継続し、再発防止を図る。

## (5) 評価と改善

### ① 評価

- ア 学校評価において、いじめに関する取組について自己評価および学校関係者評価を行う。
- イ いじめ問題対策委員会において、本基本方針に基づいた取組について協議し、改善する。

### ② 改善

- ア 本基本方針は、職員による反省にもとづき、毎年改定を行う。
- イ 改定案については、学校評議員及び全保護者からの意見をもとに改善を加え、全職員で協議・決定したものを、PTA総会にて配付・説明を行うとともに、学校のホームページにアップする。

## <いじめ根絶への取り組み計画>

月		職員会議 いじめ対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域・ 小中一貫の連携
4	P ↓ D ↓	○生徒指導委員会 ○職員会議:「いじめ防止基本方針」の読み合わせ ○研修「いじめの未然防止に向けた保護者・地域との連携」 ○生徒指導に関する協議 ○児童の実態把握(体力、知能、学力など) ○特別な支援が必要な児童の共通理解(アレルギーを含む)	○特別支援教育コーディネーターやSSW、教育相談等についての周知 ○学級開き	○いじめ相談窓口などの相談や通報の方法について児童と保護者に周知 ○身体測定	○PTA 総会(「いじめ防止基本方針」の説明) ○授業参観(懇談会でのいじめ防止に関する説明) ○自宅確認と情報交換
5		○生徒指導委員会 ○職員会議:生徒指導に関する協議		○内科検診	○岩瀬地区 PTA 連絡協議会 ○小中一貫教育担当者会議 ○学校評議会①
6	C ↓ A ↓	○生徒指導委員会 ○職員会議:生徒指導に関する協議 ○第1回生活アンケート実施	○第1回 Q-U テスト実施	○第1回生活アンケート結果の情報交換 ○ふれあい集会	
7	P ↓ D	○生徒指導委員会 ○職員会議:生徒指導に関する協議 ○1学期の取り組みの反省と2学期以降の取り組みの検討	○思春期性教育事業	○「登校班会議」での聞き取り	○授業参観、引き渡し訓練 ○教育懇談 ○安全対策委員会(地域懇談会)
8		○生徒指導委員会 ○職員会議:生徒指導に関する協議	○第1回 Q-U テスト結果の分析、不満足群への対応の検討	○身体測定 ○夏休み中の児童の様子聞き取り	
9	↓	○生徒指導委員会 ○職員会議:生徒指導に関する協議 ○研修「いじめ問題の解決事例から学ぶ」	○合奏・陸上壮行会		
10		○生徒指導委員会 ○職員会議:生徒指導に関する協議			
11	↓ C ↓	○生徒指導委員会 ○職員会議:生徒指導に関する協議 ○第2回生活アンケート実施	○第2回 Q-U テスト実施	○第2回生活アンケート結果の情報交換 ○ふれあい集会	
12	↓ A ↓	○生徒指導委員会 ○職員会議:生徒指導に関する協議 ○2学期の取り組みの反省と3学期以降の取り組みの検討	○第2回 Q-U テスト結果の分析、不満足群への対応の検討	○「登校班会議」での聞き取り ○学校評価児童アンケート	
1		○生徒指導委員会 ○職員会議:生徒指導に関する協議 ○学校評価、自己評価 ○次年度「いじめ防止基本方針」検討 ○第3回生活アンケート実施		○冬休み中の児童の様子聞き取り ○第3回生活アンケート結果の情報交換	○学校評価 ○学校評議会②
2	↓ P	○生徒指導委員会 ○職員会議:生徒指導に関する協議 ○研修「いじめの未然防止に向けた学校の対応」		○「登校班会議」での聞き取り	○授業参観 ○小中一貫教育担当者会議
3		○生徒指導委員会 ○職員会議:生徒指導に関する協議 ○3学期の取り組みの反省と次年度の取り組みの検討			
通年		○全職員で全児童を見取り関わる ○いじめに関する情報交換 ○いじめに関する職員の研修 ○SC や SSW の来校	○集会での校長講話 ○道徳教育の充実 ○分かる授業の実現	○健康観察 ○朝の会・帰りの会	○児童クラブとの連携

## <参 考>

### <『いじめ防止対策推進法』に示された「学校の責務」>

#### <いじめ防止の一般的規定>

- ① 学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。(第8条)
- ② 学校は、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。(第13条)
- ③ すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。(第15条)
- ④ いじめを早期に発見するため、児童等に対する定期的な調査その他必要な措置を講ずる。(第16条)
- ⑤ 複数の教職員、心理・福祉等の専門家、その他の関係者で構成するいじめの防止等の対策のための組織を置く。(第22条)

#### <いじめに対する具体的措置>

- ⑥ 学校の教職員や保護者等が、児童等からいじめの相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、学校に通報する。(第23条)
- ⑦ 学校は、通報を受けたときは、速やかにいじめの事実確認を行い、その結果を設置者に報告する。(同)
- ⑧ いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防ぐため、教職員は、心理・福祉等の専門家の協力を得て、いじめを受けた児童等や保護者への支援、いじめを行った児童等への指導、その保護者への助言を継続的に行う。(同)
- ⑨ いじめを行った児童等を、いじめを受けた児童等が使う教室以外の場所で学習させる等の措置を取る。(同)
- ⑩ いじめを受けた側と行った側の保護者間で争いが起きることのないよう、いじめの情報を共有する措置等を取る。(同)
- ⑪ いじめが犯罪行為であると認められるときは、警察と連携して対処し、児童等の生命・身体・財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに警察に通報し、援助を求める。(同)
- ⑫ いじめを行っている児童等への懲戒または出席停止の適切な運用を行う。  
(第25条、第26条)
- ⑬ 児童等の生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、または、児童等が相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがあるときは、その事態(重大事態)に対処するため、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。  
(第28条)
- ⑭ 重大事態についての調査を行った場合は、いじめを受けた児童等とその保護者に事実関係等の情報を提供する。(同)